

# 福岡市社会福祉協議会の先駆的な取組が 日本地域福祉学会 地域福祉優秀実践賞を受賞

## 経緯・概要

- このたび、**福岡市社会福祉協議会**は、これまで先駆的に取り組んできた
  - ・ **ファンドレイジングチームによる事業開発**（活動資金調達と地域課題の解決）
  - ・ **ずーっとあんしん安らか事業**（預託型の死後事務の受託）
  - ・ **やすらかパック**（保険型の死後事務の受託）
  - ・ **社会貢献型空家バンク**（空家の福祉的活用）
  - ・ **住まいサポートふくおか**（単身高齢者等の住み替え支援）などの取組みが評価され、**日本地域福祉学会が主催する地域福祉優秀実践賞を受賞**することとなりました。
- **地域福祉優秀実践賞は、全国の会員により推薦された団体から、先駆性・独創性、継続性・発展性、参加性・普及性などについて審査**が行われ、受賞は毎年、全国で3団体程度と、福岡市社会福祉協議会の取組みが、**全国的にも優れていると高く評価**されたものです。

（受賞決定までの国・他自治体等の視察・講演依頼実績）

- **視察受入 21 団体**（平成 30 年度） 厚労省、国交省、県外自治体 他
- **講演依頼 13 回**（平成 30 年度） 厚労省・国交省合同開催の研修会 他

## 表彰について

- 表彰は、日本地域福祉学会第 33 回大会において実施されます。
- 日時：令和元年6月8日（土）～9日（日） ※表彰式は8日（土）に開催  
会場：川崎医療福祉大学（住所：岡山県倉敷市松島 288）  
大会 URL：<http://www.gakkai.ne.jp/jracd2019/schedule.html>

## 日本地域福祉学会について

- 日本地域福祉学会は、地域福祉に関する研究、会員相互の連絡と協力、内外の学会との連携を図り、地域福祉に寄与することを目的として、1987年11月に設立されています。  
（2018.4月現在 会員数 1,647 名 学会 URL：<http://jracd.jp>）

## 【本件に関するお問い合わせ先】

- 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課事業開発係  
担当者名：栗田、吉田 TEL：092-720-5356
- 福岡市保健福祉局 総務企画部地域福祉課  
担当者名：中村、久田 TEL：092-733-5346



福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能なまちを目指すプロジェクト『福岡100』を進めております。



現在進行中の『福岡100』  
アクションはこちら

# 日本地域福祉学会第33回大会（岡山・倉敷大会）

## 開催要項

### 大会テーマ

## 地域のちから 福祉のあした ～制度の狭間に挑む地域福祉実践～

### 大会趣旨

昨年7月の西日本豪雨は、岡山県各地に大きな影響を与え、特に大会開催地の倉敷市では深刻な被害が発生した。被災直後から全国からボランティアが駆けつけて、支え合いの機能が全国規模で発揮された。地域共生社会の理念が、単なるかけ声ではなく、市民一人ひとりの意識として浸透しつつあることを感じさせた。しかし、厳しい社会状況が広がっている現実にも目を向けなければならない。ここ数年、障害者差別解消法実施や児童福祉法改正など、希求してきた法制度の拡充が進んできた。新たな法制度の目的の一つは、支援や支え合いから漏れてしまう人がいることについて、法制度の面から改善を図ることであった。しかし、地域関係の希薄化が進むなか、厳しい生活課題を解決していくすべを持たない人々が声も出せず、苦しんでいる今日、早期発見、早期支援を目指しその仕組みづくりが急がれているといえる。2018年4月に改正施行された社会福祉法は、地域住民等が支え合い、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を明示した。

岡山県では、見捨てられた孤児を救済した岡山孤児院や、セツルメント活動の始まりといわれる岡山博愛会があり、済世顧問制度が発足し、民生委員制度へと発展した。ハンセン病患者への誤った歴史を克服する取り組みも進められている。支え合いから見捨てられた人々を支えていくために実践を生み出し、制度から見守られない人々を支援するために制度の狭間に挑む実践を先駆的に行ってきた地域である。

本大会では、こうした伝統を受け継ぐ活動を軸として、全国から地域福祉の発展を願う人たちによって、地域福祉実践の明日を語っていききたい。

期 日： 2019年6月8日（土）～9日（日）

会 場： 川崎医療福祉大学

主 催： 日本地域福祉学会、日本地域福祉学会第33回大会実行委員会

後 援：

（調整中）

岡山県社会福祉協議会 岡山市社会福祉協議会 倉敷市社会福祉協議会 総社市社会福祉協議会 浅口市社会福祉協議会 玉野市社会福祉協議会 新見市社会福祉協議会 美作市社会福祉協議会 岡山県社会福祉士会 岡山県民生委員児童委員協議会 岡山市民生委員児童委員協議会 岡山県地域包括・在宅介護支援センター協議会 岡山県老人福祉施設協議会 岡山県社会福祉法人経営者協議会 ノートルダム清心女子大学 新見公立大学 岡山県立大学 美作大学 川崎医療福祉大学 山陽新聞社 山陽放送

## 制度のはざまの問題への取り組み

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

### 1. はじめに

福岡市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）では、2013年にファンドレイジングチームを発足させ、非営利事業の資金調達等について研究を始めた。有志職員10名で結成し、メンバーは区の社会福祉協議会（以下、「区社協」という）のコミュニティワーカー、市社協の権利擁護担当者、経理担当者などであり、組織横断的なチームになっている。そこで、知恵やアイデアを出し合い、寄付つき商品企画を様々な業界の企業とすすめてきた。不動産会社、葬儀会社、家財処分業者、通信電話会社、法律事務所などと覚書を交わし、年間100万円以上の寄付金を生む事業に発展している。

その後、ファンドレイジングと新規事業開発を主に担う「事業開発係」を市社協に設置し、死後事務を行う「ずーっとあんしん安らか事業」の拡充、それを少額短期保険を使った仕組みに拡大させた「やすらかパック事業」、高齢者の転居時の保証人不在問題などにアプローチする「住まいサポートふくおか」の設計と実践、「社会貢献型空家バンク」の開発などを行ってきた。以下、それぞれの取り組みについて紹介する。

### 2. ファンドレイジングチームによる事業開発

ファンドレイジングチームにて、資金調達に加え実際の地域課題解決についても検討をすすめ、買い物弱者対策を先進的に実施している地域の視察などを行った。その後、南区社協と協働し、もともと市社協とつながりのあった葬儀社と交渉の末、「買い物支援バス」を運行することになった。買い物支援バスとは、葬儀社の持つマイクロバスを使って、葬儀の少ない日（友引の日など）に丘陵地に住む高齢者をスーパーなどにお連れする取り組みである。南区社協の働きかけにより荷物持ちなどを手伝うボランティアも集まり、毎回楽しくピクニック気分で買い物に行っている。

さらにこの取り組みは、買い物の支援だけでなく、高齢者の閉じこもり防止や見守り、交流にもつながるものであり、単なるスーパーへの移手段の確保に留まらない付加価値を重視している。現在、市内で広がりを見せており、民間企業だけでなく、施設を運営する社会福祉法人が車両とドライバーを提供するケースなども出てきている。



### 3. ずーっとあんしん安らか事業

本事業は、身寄りのない高齢者等の「死後事務」を社協職員が代行するものであるが、その前身の事業を2003年度から始めている。これは、賃貸住宅に住む高齢者や家主、管理会社それぞれの安心を担保するためのものであったが、死後事務を第三者に依頼できるという点で、住居の種別に関係なく、高齢者自身からの相談が多く寄せられ、高齢者の潜在的なニーズがあることを実感した。

本事業では、葬儀や納骨の方法や場所、家財の処分について細かく打ち合わせ、本人の死亡後は生前に聴き取った希望に添った葬儀や納骨をできる限り実施しており、これらの事務を実行するために必要な想定金額を「預託金」として預かっておく。いわゆる「死後事務委任契約」である。ただ、契

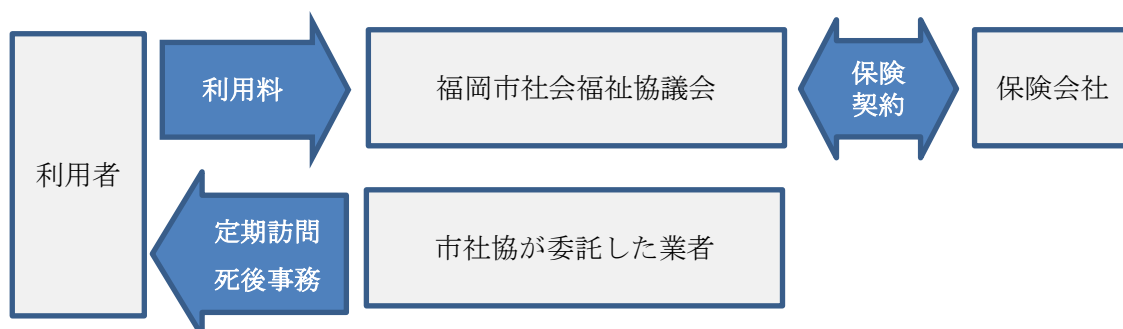
約を交わしてから本人が亡くなるまでには、相当長い期間がある。その間には、概ね2週間に1度の電話連絡と3ヶ月に1度の定期訪問を繰り返す。その中で、本人の体調の変化などに気づき、社協のコミュニティソーシャルワーカーが支援している地域福祉活動（見守り活動、サロン活動、生活支援ボランティア活動等）や民生委員につないだり、介護保険申請の支援や、認知症を早期に発見し病院受診を促したりといったフォローをしていく。

契約者の死亡や緊急搬送の連絡はいつ入るか分からない。つまり、24時間365日対応できる体制が必要となる。市社協では、夜間や休日などの緊急時の連絡先を、民間のコールセンターに委託し、そこから登録している数名の職員へ連絡が入る仕組みをとっている。死亡の連絡が入ると、すぐに葬儀社へ遺体の搬送を依頼する。その後、葬儀社に出向き葬儀の打ち合わせを行う。まさに、家族機能の社会化としての対応と言える。そして、火葬に立ち合い、社協職員が拾骨し、生前指定していた方法で納骨や散骨を行う。また、電気、電話、水道、ガスなどのライフラインを停止させ、それら公共料金の精算を行い、家財処分を実施し住宅退去の手続きをとる。さらに役所に対しても、保険証や障がい者手帳等の返還、納め過ぎていた保険料の還付手続き、年金停止の手続きなどを行う必要があり、死後事務は多岐に渡る。それらの事務への対価として、預託金の1割を執行報酬としていただく仕組みである。

#### 4. やすらかパック事業

ずーっとあんしん安らか事業の相談を受けていくなかで、どうしても預託金を捻出することが難しい低所得高齢者のニーズが一定あることが分かった。そのニーズにも応えようと設計したのが「やすらかパック事業」である。当初、預託金の分割払いも考えたが、契約して間もなく亡くなった場合に、葬儀代等多額の引当金が必要となり現実的ではない。そこへ「保険」の仕組みに光明を見出すことができ、死亡保険金で死後事務を行うことができないかと考えプランニングした。少額短期（生命）保険であり、保険金の第三者（市社協）受け取りが可能で、介護認定等の要件が比較的緩やかな保険商品を選択している。

このサービスでは、ずーっとあんしん安らか事業のように、預託金を増額することで様々な葬儀や納骨の形態をとることはできない。それは保険金の額が固定しており、そのなかで家財処分を含むすべての死後事務を完了させなければならないからである。ちなみに、保険金額は50万円で設定している。そのため、葬儀は直葬であり葬儀社の指定は受けられない。納骨も県内のお墓や納骨堂であれば届けることができるが、基本はこちらの指定埋葬先への永代供養にしている。それに、家財処分と行政手続きを行うといった、非常にシンプルなプランになっている。簡易に自らの死後を処することができるサービス設計である。見守り訪問と死後事務については、福岡市内にあるNPO法人に委託し、実施している。その見守り訪問した報告を受け、必要があれば、ずーっとあんしん安らか事業と同様に、社協職員が地域福祉活動や民生委員、その他適切な相談窓口につないでいる。





## 5. 社会貢献型空家バンク

人口減少社会に突入した日本では、都市や農山村を問わずどこであれ、空家の問題がより深刻化している。特に、放置された空家は地域にとって防犯上、防災上問題になるので、その有効活用は喫緊の課題である。もともと住んでいた人が大切に暮らしてきたであろう家が「空家」となって、慣れ親しんだ地域のお荷物になってしまうのは悲しいことだが、現実的な問題として各地で頭を悩ませていることもまた事実である。他方、社会全体で、社会貢献活動や住民互助活動などへの人々の関心の高まりから多種多様な取り組みが起こっているが、そのような活動に付きまとう悩みは、「拠点」の確保である。

「社会貢献型空家バンク事業」では、例えばサロンや地域カフェ、子ども食堂といった地域の活動拠点に、小規模多機能やグループホームなど高齢者や障がい者の事業所に、シングルマザーのシェアハウスやシェルターなど、こんなことに使いたい、あんなことをしてみたいという活動ニーズを募り、情報を挙げる。

それらの活動内容や趣旨に賛同し、応援したいと思った空家のオーナーをはじめ空家を管理している人が物件の登録をする。それは遺贈だったり遺族からの寄付だったり社会貢献としての協力だったり様々だが、バンクへ登録された不動産を税制上の優遇措置などを最大限活用し、寄せられたニーズを元に福祉転用する。

市社協と一般社団法人古家空家調査連絡会とのジョイントベンチャーによってすすめているが、これらのマッチングをWEB上で行うシステムを開発したところである。

## 6. 住まいサポートふくおか

本事業は、2019年4月現在、福岡市居住支援協議会を実施主体としている。この事業で解決したい課題は、高齢者の「保証人不在」問題等だ。

家を借りる際に保証人を必ず求められる。その商慣習を生んだ日本の民法は、家制度がベースにあり、濃厚で幅の広い親族関係があることを「人」の背景として考えられているものである。そんな時代とは社会が大きく変わってきているということは誰しも分かっているにもかかわらず、保証人を求める商慣習自体は変わらない。親族関係の希薄化、核家族化等、理由はさまざまだが高齢者にとっては、保証人や緊急連絡先を確保することは困難である。或いは高齢者だけではなく、今や保証人は当然に確保できるものではなくなっている。

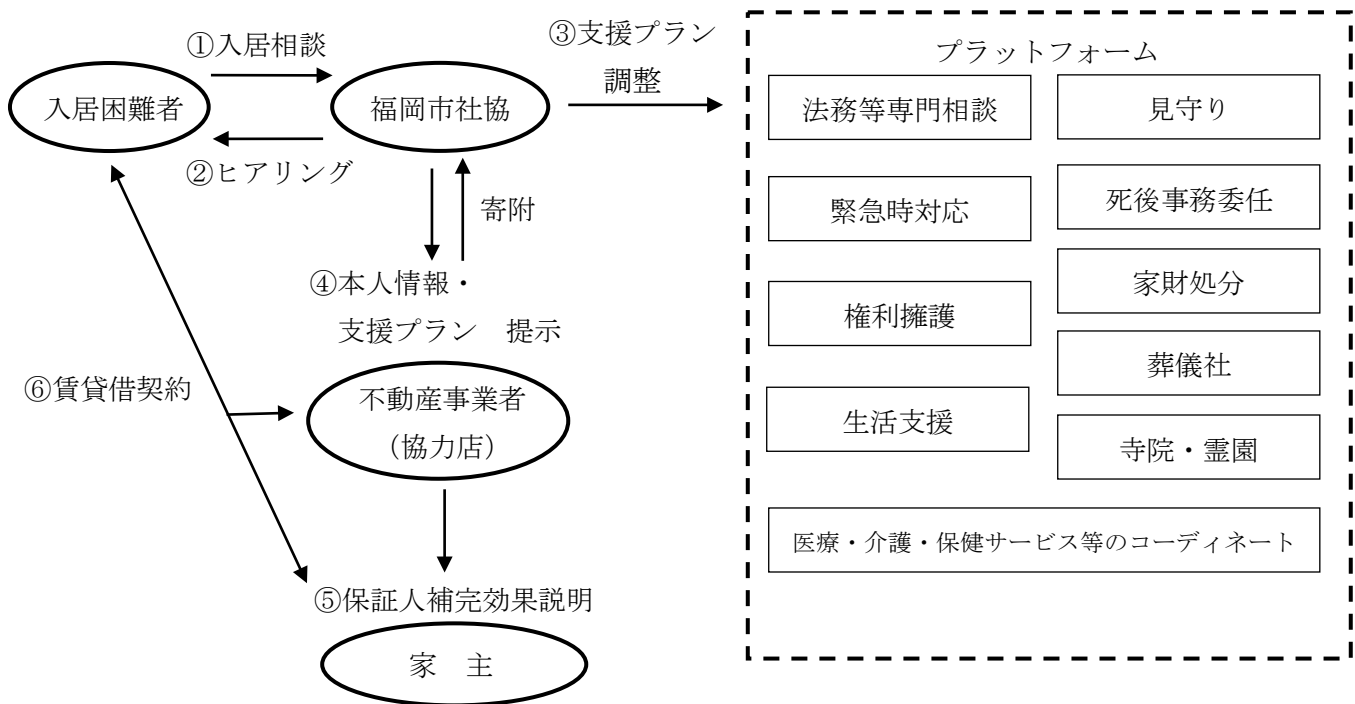
家賃債務保証会社との契約等で、家賃の滞納はある程度回避できる道があったとしても、賃貸借契約をはじめ病院の入院も福祉施設の入所の場合も、その役割について改めて問うこともなく、保証人＝親族という既成概念でとらえている面が往々にしてある。もちろん、高齢者等を受け入れる側からすれば、リスクヘッジは当然必要であるが、既述のように家族・親族関係が希薄化している社会では、契約書に署名があっても機能しないケースもまた多いのではないだろうか。これでは、書類が埋まっているというだけで、実質的なリスク回避にはなっていないのが現実である。

そこで、私たちは保証人に求められる役割を分解してみることにした。たった一人の人が全ての役割を負うことは困難でも、役割を分解することで、社会全体で分担できるのではないかと考えたのが、「住まいサポートふくおか」である。保証人には、家賃滞納時の債務保証、緊急時の対応など身上監護、退去時の後片付け等々の役割が考えられている。家賃の滞納については家賃債務保証会社との契約が一般的であり、下図のプラットフォームが「身元引受人」・「緊急連絡先」的な役割である。このプラットフォームを構成しているのは、高齢者の民間賃貸住宅への入居に必要な入居支援・生活支援関連のサービスを実施する民間企業やNPO法人などの支援団体である。市社協や協力店と連携

し、必要とされるサービスを提供することにより、高齢者の入居支援及び入居後の生活支援を行う。現在14団体が登録している。

「協力店」は、プラットフォームの支援団体等が提供する入居支援・生活支援サービスによる身元保証人や緊急連絡先の補完効果を家主に説明し、高齢者の入居について家主からの協力を得て、高齢者に対して住宅を紹介する不動産業者である。2019年3月末現在で、44社の登録を得ている。

市社協では、家を探している高齢者の転居動機、資力、心身の状況や親族関係などを丁寧に聴き取り、家主が懸念するリスクを敢えて明確にし、一人ひとりに必要なサービスを調整した上で、協力店に物件のあっせんを依頼する。入居希望者と支援団体と協力店（家主）とをつなぐコーディネーター役を担っている。2014年10月の事業開始以降、200件以上の成約が生まれている。



## 7. おわりに

ご紹介したどの事業も、住民団体による主体的取り組みである見守り活動やサロン活動、生活支援ボランティアグループ等、広範な地域福祉実践を基盤としている。死後事務の前にあるのは人々の「生活」であり、住まい確保の先にあるのも同じく「生活」である。日常生活支援の充実なくして、これらの事業を社協が行う価値はない。

また、今日的課題に対応し得る先駆的・開拓的事业は、社協単独では設計や実践が難しいものばかりである。弁護士、司法書士といった法律関係者、建築士や宅建士等不動産関係者、あるいはNPO法人や一般社団法人などのテーマ型の組織等、志のある個人や団体と共働することにより、社協の中間支援組織としての力量が高まっていくものと考えている。今後ますます制度の狭間の問題が拡大していくなか、そこを埋める実践を創発していくことこそ、本来の社協に求められる役割ではないだろうか。新たな事業の開発は、新たな関係性とその専門性に依拠してこそ成立することを、実践のなかで痛感している。